



川西市総合センターの あり方について(答申)

令和6（2024）年9月17日
川西市人権施策審議会

1 はじめに

川西市総合センター（以下、センター）の今後のあり方については、国の地域改善対策協議会からの意見具申により、平成9年4月から隣保館の運営が特別対策から一般施策化されて以降、平成13年（2001年）10月に川西市総合センター市民懇話会から「川西市総合センターの今後のあり方について（提言）」が出され、同年11月に出された川西市同和対策審議会の「平成14年度以降の同和行政のあり方について（答申）」にも同懇話会からの提言については十分に尊重するものとする明記されている。

川西市では、これらの提言及び答申に基づき、それぞれの時代のセンターを取り巻く状況の変化や、法律、制度の動向等を踏まえながら、各種の取り組みが進められてきた。

近年では、インターネット上での差別的な書き込みの顕在化など、人権に関する状況に変化が生じてきたなかで、平成28年（2016年）に施行された「部落差別解消推進法」をはじめ、それぞれの人権課題に個別に対応する法律が制定・施行されている。これらの法律の趣旨を踏まえ、あらゆる差別をなくすための取り組みを行う拠点として、センターの役割を明らかにするとともに、「さらに多くの人に利用されるセンター」像の創造が求められている。

このような状況のなか、令和3年11月に川西市長から「総合センターのあり方について」の諮問を受けた。

当審議会では、平成13年（2001年）の提言及び答申に基づく施策の取り組み状況やセンターの現状を聴取し、審議を重ね、川西市において展開するセンター事業が、より多くの市民（※）に享受され、あらゆる差別の解消と豊かな地域社会づくりに向け人権意識の向上が図れるよう、「川西市総合センターのあり方」について答申を行うものである。

※市民とは、市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。

2 センターの役割とは

センターは、川西市総合センターの設置及び管理に関する条例に明記されているとおり「基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして」設置されている。

人権問題は時代の変化に伴い、多様化、複雑化してきている。以前ならば被害者が泣き寝入りしてきた人権侵害であっても、最近では被害者からの指摘により人権侵害が顕在化するケースが増えてきている。また、かつては多くの人たちが人権問題であるとは認識しなかった事象でも、現在では人権に関わる問題にほかならないとみなされ、新たな人権課題となったものも数多い。

そのような時代であるからこそ、あらゆる人権問題の速やかな解決に資するセンターの存在意義はある。

川西市民が皆一緒になって、これからの差別のないまちづくりを考えるとともに、センターがこれまで以上に人権確立の拠点施設としての役割を担っていくことが求められている。

3 本市における取り組みの成果と課題

センターでは、あらゆる差別の解消に向けて、人権啓発講演会や人権啓発ビデオ上映会をはじめ、セクシュアル・マイノリティ相談・学習会、生活人権相談、よみかき教室、けんけんひろば、輝くにんげんフェアなど、様々な施策を実施してきた。令和5年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を見ると、前回調査（平成26年度）に比べ市民の人権意識は向上している。しかし、年齢別比較によると、「いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」「児童養護施設で暮らした経験のある人の就職がむずかしいのは仕方がない」「家族から新型コロナウイルスに感染してしまった人は気の毒だが、多人数の宴会で感染した人は自業自得だ」などといった意見を肯定する回答は10歳代で最も多くなっており、自己責任論に依拠したような回答傾向が若年層で顕著にみられた。

また近年では、外国籍市民が増加傾向にあり、多文化共生の重要性が指摘される一方で、外国人の存在を警戒する声が市に寄せられるなど、新たな人権課題も生じている。

4 今後の取り組みの方向性

人権確立のための拠点施設としての役割を継続・充実させるとともに、これまでセンターが培ってきた役割・機能・スキル等が、市全域のより多くの市民によって享受されることで、さらにセンターの認知・活用が進むものとする。同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けた啓発活動を通じて、市民ニーズへの対応力を高め、関係機関やさまざまな活動団体との連携強化を図ることで、より一層多くの市民に利用される「開かれたセンター」をめざすことが必要である。

以上、当審議会で審議した結果、センターの今後の進むべき方向性として、次の三つの取り組みが必要不可欠であるとの結論に達した。

- (1) 人権文化センターとしての機能の充実
- (2) セーフティーネットとしての機能の充実
- (3) 市民に幅広く開かれたセンターへ

(1) 人権文化センターの機能の充実

「より多くの方に利用されるセンター」を考えるに際しては、センターが「人権問題の速やかな解決に資するため」に設置された施設であるという本来の目的を果たさなければならない。

そのためには、センターを川西市の人権施策の拠点と位置付け、川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）で示された17の人権課題をはじめ、あらゆる人権課題について、その啓発はもとより、多様化する人権課題の解消に向け、今までの歩みを踏まえた発展的かつ効果的な取り組みを進められたい。

<審議会での主な意見>

- ①センターは、基本的には人権啓発の拠点という大事な施設だと思うので、今までの歩みを無駄にしないような形で発展的にどう続けていけるかということを中心に考えていくべき。
- ②隣保館としての役割は堅持していくべき。
- ③水平社創立から100年が経っても部落問題は解決していない。
- ④発信力が弱い。発信力を高めていくことが大切。
- ⑤例えば総合センターに兵庫県や大阪府の人権に関する講演会やシンポジウム、イベ

ントのチラシを置くことにより、センターに行けば人権啓発の情報が入手できるという認識が広がれば、多様な利用が期待できるのではないかと。

(2) セーフティーネットとしての機能の充実

隣保館はセツルメントという社会事業の影響を受け、民間社会事業として登場した。

戦前の隣保館は、融和事業として地域住民の感化救済・矯風改善対策事業としての活動を行うなど、治安対策的色彩の強いものであったが、戦後は、この社会事業が同和対策事業と絡み合っ、同和地区に設置された隣保館の現在の枠組みが形成されることになる。

このように、隣保館はその設立経緯からセーフティーネットとしての機能を有しており、その流れは、センターにおいても生活人権相談、セクシュアル・マイノリティ相談、よみかき教室、けんけんひろばなどの事業に受け継がれている。

先にも記したように、川西市が実施した人権意識調査の結果によると、市民の人権意識は全般的に高まってきている。市民の人権意識の向上は、自分の人権が侵害されていることに新たに気付く市民の増加と、新しい人権課題への認識につながる。そして、近年、指摘されている外国籍市民の増加とその国籍の多様化は、さまざまな生きがたさを感じ、困難を抱える外国籍市民の顕在化をもたらすと考えられる。センターは、こうした人権侵害事象の増加や多様化・複雑化に対応し、困難を抱えている市民が、「センターへ行けば何とかかな」と感じられる施設になることが求められている。

については、相談業務についてさらに効果的な取り組みを進められたい。

<審議会での主な意見>

- ①総合センターの大きな柱は相談事業である。総合センターに行けば何かのヒントが得られると分かれば、利用も変わってくるのではないかと。
- ②生活人権相談という名称は何をやっているのか分かりにくい。市民の方に分かりやすい名称に変えてはどうか。
- ③「生活」がつくと漠然とした感じがして、生活人権相談よりも「人権相談」のほうがより分かりやすい。
- ④生活人権相談は平日の一日中に行っているが、曜日や時間を区切って、専門の人が来てくれるというようにしたほうが相談しやすいのではないかと。

(3) 市民に幅広く開かれたセンターへ

令和元年度から3年間で市が全ての事業を対象に行った事業再検証の過程で、外部有識者で構成する行財政改革審議会から市へ提出されたセンターの検証結果では、隣保館については施設の貸館利用率が他の公共施設に比べても極めて低いことが課題となっている。また、隣保館の目的に沿い、かつ稼働率が上がるような使い方を検討していかなくてはならないと指摘されている。

「開かれたセンター」を考えるに際しては、貸館の稼働率の向上に取り組みながら、センターが「住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するため」に設置された施設であるという本来の目的を果たさなければならない。

そのためには、誰でも使えるセンターとして、利便性の向上や積極的な目的外使用などの実施により、広く市民に利用されることが必要である。そのように利用されることにより、人権の大切さに気づく仲間の輪が広がり、人権・福祉の意識が高まり、その積み重

ねが偏見等を取り除き、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題の速やかな解決へとつながっていくことが期待できる。

<審議会での主な意見>

- ①総合センターには「人権課題の速やかな解決に資する」という施設の設立趣旨があるので、これらを踏まえ活用することが大切であり、他の公共施設と一律に考えられるものではないということも改めて認識すべき。
- ②総合センターという名称だと何をしている所かが分かりにくいので、利用しにくい。
- ③川西人権総合センターという名称はどうか。
- ④名称を変えても中身が伴わなければいけない。総合センターは、部落差別解消の思いを蓄積して作った名称だから、継承する意義がある。
- ⑤総合センター＝人権というイメージがなかなか伝わってこない。どこをどう工夫していくかが非常に大きな課題である。
- ⑥市の北部で総合センターを知らない人がいる。
- ⑦貸館などの際に、この館がどういう建物であって、目的がどういうものであるかを勉強していただくため、館の設立趣旨を明記したり、感想を聞いたりするのがよい。
- ⑧稼働率を上げるということも大事だが、単に稼働率を上げるだけでなく、この施設を知ってもらって、利用してもらって、生活の役に立つ施設になっていくことが大事。
- ⑨使いやすい、親しみやすい施設にしていく努力を続けて行くしかない。

5 答申

川西市においては、この審議会での議論を尊重され、上述のとおり、人権文化センターとしての機能、セーフティーネットの機能を充実させ、外国籍市民を含めた、より多くの市民が当該センターを利用し、交流を図ることで、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題を解決すべく、時代のニーズに応じた取り組みを積極的に推進されたい。

<具体的な取り組み>

- ①センターを川西市の人権施策の拠点として位置づけ、人権啓発事業を充実させること。また、多様化する人権課題の解消に向け、今までの歩みを踏まえた発展的な取り組みを行うこと。
- ②あらゆる人権課題におけるセーフティーネット機能の役割を強化し、人権課題に直面する当事者や関係者が「センターに行けば解決の糸口がつかめる」と感じられる施設になるよう、人権相談事業について、より効果的な取り組みを行うこと。
- ③人権課題における当事者団体や支援団体等の活動の拠点として、施設の有効利用を図るとともに、団体間のネットワーク作りなどの支援を行うこと。
- ④今後、外国籍市民が増加することが予測されることから、単に外国籍市民への相談支援等を行うのではなく、多文化共生社会実現を目指した取り組みを進めること。
- ⑤「開かれたセンター」となるよう、施設の稼働率を高める取り組みを進めること。施設利用にあたっては、施設の設置目的である人権課題のすみやかな解決への取り組みや児童館機能を基軸としながら、センターが広く市民に利用されるよう多様な利用を進めること。あわせてセンターの案内リーフレットに施設の設立経緯を明記するなど当該施設の性格がより理解されるよう工夫するとともに、センターの名称を「川西市総合センター」から「川西市人権総合センター」に改めること。